

# 今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自由時間の増加又は価値観の多様化が進むなかで、今治市のまちを個性的で魅力あるものにするための様々な活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 前条の目的達成のための補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、今治市内において実施する別表に定める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は対象外とする。

- (1) 本市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 宗教、政治又は選挙活動にかかわる事業
- (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (5) 施設等の建設及び整備を目的とした事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、まちづくり事業に中長期的に取り組む次の条件を満たす団体とする。

- (1) 今治市内に事務所を有し、主たる活動場所が今治市内である団体
- (2) 10名以上の構成員で構成され、その過半数が今治市内に在住している者で構成する団体
- (3) 公益的な事業を行い、営利活動を目的としない団体
- (4) 規約、会則、定款等を有している団体

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するため直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する経費は対象外とする。

- (1) 団体の管理運営経費
- (2) 団体構成員に対する謝金等
- (3) 商品券、駐車券その他の金券、記念品、賞品等購入及び賞金に要する経費
- (4) 飲食を目的とする経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条補助金の額は、別表に定める補助対象事業の区分に応じ、それぞれの区分ごとに定められた限度額及び補助率の範囲内とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金交付の制限)

第5条の2 補助金の交付は、1団体につき、次の各号に掲げる回数を限度とし、第2号の事業を協働で行った団体は、当該事業に対する補助金を受けたものとする。

(1) 市民活動推進事業 2回

(2) 協働推進事業 1回

(交付要望)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、市民が共におこすまちづくり事業補助要望書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 市民が共におこすまちづくり事業費補助金事業内容調査書(別記様式第2号)

(2) 概算予算書(別記様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 同一団体は、複数の事業について、前項の要望書を提出してはならない。

(審査及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による要望があったときは、別に定める今治市市民活動推進委員会に諮問し、審査の上、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付につき可とされた団体について、今治市市民活動推進委員会の答申に基づき、補助金額を内定し、団体に対し通知する。

3 前項の内定に不服があり取下げを行う団体は、同項の内定を受け取った日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第5号)

(2) 事業予算書(別記様式第6号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の補助金交付申請書を提出するにあたって、消費税納入義務のある申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上補助金の交付の可否を決定する。

（補助金の概算払）

第10条 市長は、補助金の交付決定をした事業（以下「補助事業」という。）の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、市民が共におこすまちづくり事業費補助金請求書（別記様式第7号）に、市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市民が共におこすまちづくり事業中止（廃止）届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払を受けた補助金は、市長に返還しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、市民が共におこすまちづくり事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業決算書（別記様式第10号）

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、実績報告をするにあたって、同項ただし書に該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して市長に報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第13条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命

令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、概算払いを受けた補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える額を返還することにより精算しなければならない。

(指導監査)

第15条 市長は、補助事業の実施に関し必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月23日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱の規定に基づき支出された補助金は、改正後の今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に規定する市民活動推進事業費に基づき支出されたものとみなし、新要綱第5条の2の規定を適用する。

附 則（平成22年3月3日要綱今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日要綱）

この要綱は、平成23年3月7日から施行する。

附 則（平成25年12月27日今治市要綱）

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則（平成27年3月18日今治市要綱）

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則（平成30年3月19日今治市要綱）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 月 日今治市要綱）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

別表（第2条・第5条関係）

区 分	補助金の 限度額	補 助 率	事 業 内 容
市民活動推進事業	50万円	補助対象経費の 70%以内	今治市を個性的で魅力のあるまちにするための継続性のある事業
協働推進事業	100万円	補助対象経費の 50%以内	現在行っている今治市を個性的で魅力あるまちにするための継続性のある事業を他団体との協働により、それぞれの特性を活かし、まちづくり事業としてより効果的に行うもの

備考 協働推進事業における他団体とは、第3条における補助対象者の条件を満たす団体とする。